

DVD「審理」評議

3班(新谷、川崎、杉田、高橋)

■ 事実認定

被告人の攻撃は、受けた暴行の度合いと比較して一概にやりすぎとはいえない。

DVD で見た裁判で取り扱っていた事件について、私たちの班では被告人の行為は全員一致で正当防衛の成立を認めず、殺人罪が該当すると結論づけた。

議論する前の単純な意見としても全員、被告人には殺人罪が妥当だという答えだったが、議論の過程で、

①被害者は胸を一突きにされたということ(殺意の推定)

②被告人は事件時、ナイフを所持していたが(それ自体違法行為であるが)それを使って仮にも身を守るとして使用するにも、相手の胸めがけて、はもちろんのこと刺す以外に方法は十分に残されていた

③被害者は最後立ち去ろうとしていた(証人の証言を信頼できるものとした)

といったものが主な根拠として拳がり、それらに加え被害者の暴力が激しかったことや、妊娠中の妻も守りたかったこと、さらには被告人の前科、なども考慮して議論した結果、やはり殺害時の状況では相手をナイフで刺すことがやむを得ないものとは思えず、正当防衛を認める余地はなく、被告人には殺人罪の適用が妥当である、という結論にいたった。

求刑に関しては、班の中でも別の担当の者がまとめたのでその者に譲る。